

# 児童養護施設児における「子どもの権利ノート」の理解

内藤綾子\*・田村崇\*\*・瀬尾麻実\*\*\*・田丸敏高\*\*\*\*

## How Do Children in Children's Homes Understand Their Rights?

NAITO Ayako, TAMURA Takashi, SEO Asami, TAMARU Toshitaka

キーワード：児童養護施設，子どもの権利条約，文面理解，発達

Key words: children's homes, the rights of the child, understanding, development

### 【問題と目的】

子どもの権利条約は1989年12月国連総会で採択され、日本では5年後の1994年に「児童の権利に関する条約」として国会において批准された。以後、さまざまな形で権利擁護の取り組みがなされてきた。それを受けて子どもの権利意識の発達に関連していくつかの研究がなされてきた（例えば田丸・井戸垣,1999；田丸, 2000）。児童養護施設においては、その精神を実現するために「子どもの権利ノート」が作成された。そのさきがけとなったのが大阪府である。

鳥取県では、2000年、県の子育て支援課から権利ノート作成の委託を受け、鳥取県児童養護施設協議会が作成委員会を立ち上げ、子どもの権利ノートの初版を作成した。そのノートはその後県内の児童養護施設等に配布された。初版時は、小学生の高学年以上が読みやすいものであること、施設で生活する不安を少しでも解消するものとなることなどをねらいとして作成された。また、施設入所児童のイラストが掲載されていることも特徴である。2008年には、同協議会のメンバー（新規）に児童相談所の職員が加わり、改訂版が作成された。初版時は1種類であったのが、改訂時には乳幼児版、小学生版、そして中高生版と3種類の権利ノートが誕生した。また、権利ノートの最終ページに意見表明できる葉書を添付したことが特徴である。改訂版は、児童相談所の職員が、一人ひとりの子どもにノートの趣旨を説明し手渡ししている。

この間、配布された権利ノートについて子どもたちがどのように理解しているか、また各施設職員や児童相談所職員がどのように取り扱っているか、明らかにする課題が生まれた。こうしたなか、私たちは、子どもの権利ノート活用について明らかにしようとインタビュー調査を計画した。

本稿では、その調査結果にもとづいて、①配布された権利ノートの所持と保管、②権利ノートの

---

\* 鳥取短期大学幼児教育保育学科

\*\* 自立援助ホーム倉吉スマイル

\*\*\* 鳥取大学大学院地域学研究科

\*\*\*\* 鳥取大学地域学部地域教育学科

中に書かれている施設の理解、そして③子どもの権利の内容（プライバシーの権利、思想・信条・宗教の自由、職員による懲戒権の濫用禁止等）理解について明らかにしようとするものである。その上で、権利ノートの意義と活用実態および改善を含めた今後の課題について検討する。

## 【方法】

### 1. 調査協力児

鳥取県内5児童養護施設の小学生・中学生・高校生 計132名

Table 1 調査協力児

学年	性別		合計
	男	女	
小学1年生	4	5	9
小学2年生	5	5	10
小学3年生	8	7	14
小学4年生	7	10	17
小学5年生	5	7	12
小学6年生	9	11	20
中学1年生	7	5	12
中学2年生	6	6	12
中学3年生	3	3	6
高校1年生	7	3	10
高校2年生	0	1	1
高校3年生	7	1	8
合計	68	64	132

人

### 2. 調査期間

2008年7月～9月

### 3. 調査場所

各施設内の部屋

### 4. 調査者

大学と児童養護施設の職員計17名でチームを構成し、質問内容、質問方法について検討を重ねた。さらに3回に分けて繰り返しかえし面接トレーニングを行った。トレーニングは、面接者と調査協力者に分かれて役割を交替しながらおこなった。

### 5. 手続き

1対1の半構造化面接調査を一人あたり20分程度おこなう。インタビュアーはラポールをとり、子どもが話しやすい雰囲気になったところで質問する。質問内容は以下の通りである。なお、子どもの権利ノートは小学生版と中高生版とにわけて作成されている。そこで、本調査においても共通質問と、小学生と中高生とに分けた学年別質問とを設定した。

質問項目

(1) 全学年共通項目	
[権利ノートの所持と保管]	あなたは、前に，“こどもの権利ノート”をもらいましたか？ [はいと答えた場合]その“こどもの権利ノート”はどこにありますか？ [いいえと答えた場合]次の質問にうつる
	*これ以降の質問では、最初に子どもの権利ノートの該当ページを子どもに音読させた後、質問をおこなった。
[施設理解について]	ここに書かれている“施設”って何ですか？ ここに書かれている“児童相談所”はどこにありますか？
[プライバシーの権利について]	あなたの“ひみつ”を守ってくれるのは誰だと思いますか？
(2) 学年別項目	
	小学生
	中高生
[思想・信条・宗教の自由]	ここに書かれている“他の人の考え方も大切に する”とはどういうことだと思いますか？
	①ここに書かれている“考えたり信じたりするのは自由”とはどういうことですか？ ②ここに書かれている“他の人の考え方を大切に する”とはどういうことですか？
[施設職員の懲戒権の禁止]	“あなたがいじめられたり叩かれたりすること などは、けっして許されることではないんだ よ”というのは、どういう意味だと思います か？
	①ここに書かれている“体罰”って何ですか？ ②ここに書かれている“性的いやがらせ”って 知っていますか？ [はいと答えた場合]“性的いやがらせ”ってど ういう意味ですか？ [いいえと答えた場合]この質問を終了する

音読文

	小学生	中高生
施設理解	あなたが施設で生活していくなかで「こうして ほしいなあ」「こうなればいいのになあ」と思った ことは、どんどん施設や児童相談所の人に話して ね。 施設や児童相談所の人には、その話をしんげん に聞いてくれるよ。そして、あなたの話を大切に し、どうすればいいのかを、あなたといっしょに 考えていくよ。	あなたは、施設での生活や自分自身のことなどにつ いて、意見や希望を言うことができます。 施設や児童相談所の職員は、できるだけあなたの 意見や希望を聞く機会をつくり、その意見を大切にし ます。
プライバシーの権利	あなたが人に知られたいかと思っている「ひ みつ」は、ほかの人に話したりしないよ。 手紙や電話についても、あなたが知らないうちに 読んで、覗いたりすることはないので安心して ね。	あなたが人に知られたいかと思っている「ひ みつ」は、大切にされま す。また、あなたへの手紙や電話を、あなたに無断で ほかの人が読んでいたりすることはありませぬ。 施設や児童相談所の職員は、あなたやあなたの 家族のことについて話しかけることはありますが、秘密は 守ります。

思想・信条・宗教の自由	<p>あなたは自由になにかを考えたたり、なにか(宗教など)を自由に信じていることができるよ。</p> <p>同じように、ほかの人もいろいろな考え方をしているから、その考え方も大切にしようね。</p>	<p>あなたは、自由にものごとを考えたたり、自分で良い悪いを判断したり、自由に宗教を信じたりすることができます。同じようにほかの人もいろいろな考えを持っています。その考え方も大切にしましょう。</p>
施設職員の懲戒権の禁止	<p>あなたがいじめられたり叩かれたりすることなどは、けっして許されることではないんだよ。</p> <p>もし、そういうことがあったら、施設や児童相談所の人に話をしな。かならず、あなたを守るよ。</p> <p>それでも、まだいじめられることがあったら、このノートの後ろに書かれていますところに電話をしてください。</p>	<p>体罰やいじめ、性的いやがらせは、だれがしても、決して許されることではありません。</p> <p>あなたが、そうしたことを見たり、友達や施設の職員からいじめやいやがらせを受けたりしたときは、施設のほかの職員や児童相談所の職員に相談してください。</p> <p>それでもまだ、体罰やいじめ、いやがらせが続くようならば、このノートの後ろに書かれていますところに相談してください。</p>

## 【結果】

### (1) 権利ノートの所持と保管

#### 1. 権利ノートの所持

施設入所にあたり、児童相談所職員または施設職員から、子どもの権利ノートが配布される。子どもの権利ノートの理解度を明らかにする前提として、権利ノートがどのように所持されているかを調べた。

権利ノートをももらったかどうか質問したところ、この質問に回答した130人のうち99人(76.2%)が「もらった」と答える一方で、26人(20.0%)が「もらっていない」、5人(3.8%)が「わからない」と回答した。

Table 2 ノートをももらったか

	もらった	もらっていない	わからない	合計
小年生	56 ( 68.2 )	23 ( 28.0 )	3 ( 3.6 )	82
中高生	43 ( 89.5 )	3 ( 6.2 )	2 ( 4.1 )	48
合計	99 ( 76.2 )	26 ( 20.0 )	5 ( 3.8 )	130

人(%)

#### 2. 権利ノートの保管

次に、「もらった」「わからない」と回答した子どもについて、ノートの保管状態について明らかにするため、「どこにノートがあるか」を質問した。回答した102名のうち、「自分で持っている」と答えた子どもは52人(51.0%)であり、「先生が持っている」が20人(19.6%)、「なくした」が11人

(10.8%)であった。

Table 3 ノートの所持

	自分で	先生が	なくした	その他	わからない	沈黙	合計
小学生	32 ( 56.1 )	11 ( 19.3 )	5 ( 8.8 )	1 ( 1.8 )	7 ( 12.3 )	1 ( 1.8 )	57
中高生	20 ( 44.4 )	9 ( 20.0 )	6 ( 13.3 )	3 ( 6.7 )	7 ( 15.6 )	0	45
合計	52 ( 51.0 )	20 ( 19.6 )	11 ( 10.8 )	4 ( 3.9 )	14 ( 13.7 )	1 ( 1.0 )	102

人(%)

## (2)施設の理解

### 1. 施設とは何か

ここでは、子どもの権利ノートに書かれている「『施設』とは何か」という質問をし、施設をどのように理解しているかを明らかにする。

Table 4 施設とは

	ここ(施設名)	施設について の 概念的 理解	その他	わからない	沈黙	合計
小学生	15 ( 18.8 )	2 ( 2.5 )	9 ( 11.3 )	50 ( 62.5 )	4 ( 5.0 )	80
中高生	28 ( 58.3 )	4 ( 8.3 )	9 ( 18.8 )	6 ( 12.5 )	1 ( 2.1 )	48
合計	43 ( 33.6 )	6 ( 4.7 )	18 ( 14.1 )	56 ( 43.8 )	5 ( 3.9 )	128

人(%)

全体でみてみると、「ここ(あるいはいま自分がいる施設の名前)」と答えた子どもは43人(33.6%)、「親がいない子とか、そういう子がここに集まって、そういう子が大人になるまで育ててくれる場所(小4女)」など「施設についての概念的的理解」と分類された子どもは6人(4.7%)、「わからない」と回答した子どもは56人(43.8%)であった。

### 2. 児童相談所の場所

児童相談所は施設に入所してくる子どもと深いかわりをもっている。実際、必要なときには子どもたちの方から連絡がとれる体制になっているのだろうか。

ここでは、児童相談所がどこにあるか子どもに尋ねた。回答は、地名や周辺地理について言及がみられた場合、場所がイメージできていると考え、「言及」の回答として分類した。

Table 5 児童相談所はどこにあるか

	1箇所言及	複数箇所言及	その他	わからない	沈黙	合計
小学生	26 ( 32.1 )	3 ( 3.7 )	10 ( 12.3 )	38 ( 46.9 )	4 ( 4.9 )	81
中高生	17 ( 36.2 )	7 ( 14.9 )	8 ( 17.0 )	15 ( 31.9 )	0	47
合計	43 ( 33.6 )	10 ( 7.8 )	18 ( 14.1 )	53 ( 41.4 )	4 ( 3.1 )	128

人(%)

全体でみてみると、「1箇所言及」した子どもは43人(33.6%)、「複数箇所(鳥取県には3箇所存在する)言及」した子どもは10人(7.8%)、「わからない」と回答した子どもは53人(41.4%)であった。

## (3)子どもの権利ノートの内容理解

## 1. プライバシーの権利

権利ノートにおけるプライバシーの権利の項では、施設での生活を想定し、施設職員が子どもの秘密を守ることの必要性について述べている。ここでは、「秘密は誰が守ってくれるか」と子どもに尋ねた。(複数回答)

Table6 秘密は誰が守ってくれるか

	施設職員	自分	家族	友人	学校の先生	個人名	その他	わからない	沈黙
小学生	29 (28.7)	1 (1.0)	14 (13.9)	14 (13.9)	2 (2.0)	3 (3.0)	8 (7.9)	25 (24.8)	5 (5.0)
中学生	33 (58.9)	1 (1.8)	7 (12.5)	7 (12.5)	1 (1.8)	1 (1.8)	5 (8.9)	0	1 (1.8)
合計	62 (39.5)	2 (1.3)	21 (13.4)	21 (13.4)	3 (1.9)	4 (2.5)	13 (8.3)	25 (15.9)	6 (3.8)

人(%)

「施設職員(児童相談所職員も含む)」と答えた子どもは、小学生では29人(28.7%)、中学生では33人(58.9%)であった。

## 2. 思想・信条・宗教の自由

権利ノートでは、「思想・信条・宗教の自由」について述べている。では、子どもはそれをどう理解しているのだろうか。

すべての子どもに対して、「他の人の考え方を大切にすることはどういうことか」を尋ねた。子どもの回答を通覧したところ、以下のようなカテゴリーに分類された。

\*考え方の自由・・・「自分で判断する」「いろいろなことを考えてもよい」など

\*人の考え方を大切に・・・「人の考え方を大切にしなければいけない」「人の話を聞く」など

Table 7 他の人の考え方を大事にする(全学年共通)

	考え方の自由	人の考え方を大切に	その他	わからない	沈黙	合計
小学生	5 (6.3)	5 (6.3)	17 (21.5)	44 (55.0)	9 (11.3)	80
中学生	12 (15.0)	7 (8.8)	12 (25.0)	14 (17.5)	3 (3.8)	48
合計	17 (13.3)	12 (9.4)	29 (22.6)	58 (45.3)	12 (9.4)	128

人(%)

「考え方の自由」について回答した子どもは、小学生では5人(6.3%)、中学生では12人(15.0%)であった。

中学生については引き続き、「考えたり信じたりすることは自由」とはどういうことかを尋ねた。

Table 8 考えたり信じたりすること(中学生)

	考え方の自由	人を信じることは自由	同語反復	その他	わからない	沈黙	合計
中学生	15 (31.3)	3 (6.3)	3 (6.3)	9 (18.8)	17 (35.4)	1 (2.1)	48

人(%)

全体でみてみると、「考え方の自由」について回答した子どもが15人(31.3%)、「人を信じることは自由」が3人(6.3%)であった。また、「わからない」と答えた子どもは17人(35.4%)であった。

### 3. 施設職員の懲戒権の乱用禁止

権利ノートでは、「施設職員の懲戒権の乱用禁止」と「施設内でのいじめについて助けを求めることができる」の2点について子どもたちに伝えようと作成された項がある。小学生版については後者について、中高生版については両者について述べてある。

ここでは、小学生と中高生とをわけて分析していく。

#### ①小学生（いじめ）

小学生に「“あなたがいじめられたり叩かれたりする事などは、決して許されることではないんだよ”というの、どういう意味か」と尋ねたところ、Table 9のように分類できた。

Table 9 いじめは許されないとは

	してはいけ ない	かわいそ うだから	人を傷つ けること だから	その他	わからない	沈黙	合計
小学生	11 ( 13.9 )	6 ( 7.6 )	3 ( 3.8 )	19 ( 24.1 )	33 ( 41.8 )	7 ( 8.9 )	79

人(%)

全体でみてみると、「してはいけない」と回答した子どもが11人（13.9%）、「かわいそうだから」が6人（7.6%）、「人を傷つけることだから」が3人（3.8%）であった。また、「わからない」と回答した子どもは33人（41.8%）であった。

#### ②中高生（体罰・性的いやがらせ）

中高生に「体罰とは何か」と尋ねたところ、Table 10のように分類できた。

Table 10 体罰とは

	暴力	体に罰を 与える	罰	その他	わからない	沈黙	合計
中高生	21 ( 43.8 )	5 ( 10.4 )	3 ( 6.3 )	6 ( 12.5 )	12 ( 25.0 )	1 ( 2.1 )	48

人(%)

全体でみてみると、「暴力」と回答した子どもが21人（43.8%）と最も多く、次いで「わからない」が12人（25.0%）であった。

また、中高生に「性的いやがらせを知っているか」と尋ねたところ、Table 11のように分類できた。

Table 11 性的いやがらせを知っているか

	知っている	知らない	沈黙	合計
中高生	14 ( 29.2 )	29 ( 60.4 )	5 ( 10.4 )	48

人(%)

全体でみてみると、「知らない」と回答した子どもが29人（60.4%）であった。

#### ③性的いやがらせの意味

上記で「知っている」と回答した子どもに、性的いやがらせはどのような意味か質問したところ、子どもの回答は以下の通りであった。なお、「回答拒否」が2人、「わからない」が1人であった。

「女子と男子を差別的に区別する（高1男）」「触られたりとか、そんな感じ（高3男）」「乱暴にさ

れたりとか(高1女)」「精神的(中2男)」「どういうことでしょうね・・・男性が女性に嫌がらせをする。(高3男)」「基本的にセクハラとか(高1男)」「いっぱいあるから分からない。(中1男)」「なんて説明していいんだろう。体に関すること?(中3女)」「体を求めたりとか(高1女)」「無視とか/悪口言ったり。(中1女)」「嫌だけどやる(中2男)」

#### (4)結果のまとめ

結果では、次の3点について検討してきた。①権利ノートの所持と保管、②権利ノートのなかに書かれている施設の理解、③子どもの権利(プライバシーの権利、思想・信条・宗教の自由、施設職員の懲戒権の乱用禁止)の理解である。

子どもの回答結果をみると、①権利ノートを「もらった」と回答し、かつ「自分で持っている」と答えた子どもは小学生で32人(39.0%)、中学生で20人(41.6%)であった。

②施設とは何かと尋ねたところ、「ここ(あるいはいま自分がいる施設の名前)」と答えた子どもと「施設についての概念的理解」をおこなった子どもを合計すると、小学生で17人(21.3%)、中学生で32人(66.6%)であった。また、児童相談所の場所については「1箇所言及」および「複数箇所言及」した子どもを合計すると、小学生で29人(35.8%)、中学生で24人(51.1%)であった。

③プライバシーの権利について尋ねたところ、「施設職員(児童相談所職員も含む)」が秘密を守ってくれると答えた子どもは、小学生で29人(28.7%)、中学生で33人(58.9%)であった。思想・信条・宗教の自由について尋ねたところ、「考え方の自由」について回答した子どもが、小学生で5人(6.3%)、中学生で12人(15.0%)であった。また、施設職員の懲戒権の乱用禁止にかかわって、小学生には「いじめ等が許されないとはどういうことか」、中学生には「体罰とは何か」を尋ねたところ、小学生・中学生ともに施設職員の懲戒権の乱用禁止についてふれた回答はみられなかった。さらに中学生に対しては、「性的いやがらせを知っているか」と尋ねたが、「知っている」と回答した子どもは14人(29.2%)であった。

#### 【考察】

子どもの権利ノートにはどのような意義が存在するのだろうか。1つは、子どもに権利を説明する立場である職員側が、権利を理解する機会となることである。もう1つは、権利を説明される立場である子どもが、自らの権利について理解することである。後者については、今回の調査結果から、中学生の約6割の子どもがプライバシーの権利について理解していることが明らかになった。一方で、小学生においては約3割にとどまっていること、またその他の権利については十分理解されていないことが明らかとなった。今回取り上げられなかった項目も含めて、理解されていない項目の改善について早急に検討する必要がある。

今回私たちは、大学と施設職員とで研究グループを組織した。これにより、研究者側は施設の実態を知る機会を得、また職員側は研究手法を知る機会となった。このような関係を築けたことは、今後の子どもの権利擁護の取り組みにおいて、非常に大きな意義があると考えている。

最後に、今回のインタビュー調査では、子どもに権利ノートを音読してもらい、その後内容について質問した。こうした子どもの言語能力は、児童期・青年期の自己形成に深くかかわっている(植木・田丸, 2007)。読解力そのものが年齢にふさわしく発達しているのか。これらの分析について



は、今後の課題である。

## 【付記】

本稿は、平成20年度科学研究費助成金による基盤研究(C)「児童養護施設児の生活と発達に応じた「子どもの権利」教育用教材・指導評価法の開発」(代表 田丸敏高;科研番号20530731)におけるインタビュー調査(一部)をもとにまとめられたものです。調査にかかわってくださった奥野隆一、神谷哲司、河本円佳、神保舞子、高橋千枝、内藤直人、水野壮一の各氏に御礼申し上げます。

調査にあたっては、児童養護施設の子どもたちをはじめ、施設長ならびに職員のみなさまにご尽力いただきました。ここに感謝申し上げます。また、インタビューは鳥取県児童養護施設協議会調査研究委員会処遇研究部会(平田智康氏・野田慎二氏・山本隆史氏・山口敏士氏・船越智之氏)にご協力いただきました。記して感謝いたします。

## 【文献】

- 植木綾子・田丸敏高 2007 子どもの自己認識と言語意識の発達－幼児・児童・青年に対するインタビュー調査－ 地域学論集(鳥取大学地域学部紀要)第4巻第2号
- 田丸敏高・井戸垣直美 1999 児童の意見表明の発達 心理科学第21巻第1号
- 田丸敏高 2000 子どもの権利と教育の課題－意見表明権の発達心理学的検討を通じて－ 鳥取大学教育地域科学部 教育実践研究指導センター研究年報第9号
- 鳥取県子育て支援課 2000 子どもの権利ノート
- 鳥取県 2008 たいせつなあなたへ(乳幼児版)
- 鳥取県 2008 こどもの権利ノート(小学生版)
- 鳥取県 2008 子どもの権利ノート(中高生版)

(2009年5月19日受付, 2009年5月26日受理)